

作 業 基 準

平成 18 年 12 月 26 日

平成 20 年 8 月 1 日改正

平成 25 年 6 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

三重県鳥羽市

目 次

第1章 目的

第1条 目的

第2章 作業体制

第2条 作業体制

第3条 陸上作業指揮者の所掌

第4条 船内作業指揮者の所掌

第3章 危険物等の取扱い

第5条 危険物の取扱い

第4章 乗下船作業

第6条 乗船待ちの旅客の整理

第7条 旅客の乗船

第8条 離岸準備作業

第9条 離岸作業

第10条 船内巡視

第11条 着岸準備作業

第12条 着岸作業

第13条 係留中の保安

第14条 下船準備作業

第15条 旅客の下船

第5章 旅客の遵守事項等の周知

第16条 乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知

第17条 乗船旅客に対する遵守事項等の周知

(作 業 基 準)

第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、運航安全管理規程に基づき、鳥羽市定期航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

- | | |
|------------------|-------|
| ①乗下船する旅客の誘導 | 陸上作業員 |
| ②船舶の離着岸時の綱取り、綱放し | 陸上作業員 |
| ③乗船待機中の旅客の誘導 | 陸上作業員 |

(2) 船内作業

- | | |
|-------------|-------|
| ①乗下船する旅客の誘導 | 船内作業員 |
|-------------|-------|

2 陸上作業指揮者は、運航管理補助者が、船内作業指揮者は、船長が兼務するものとする。

3 前各項によりがたい寄港地等にあつては船長及び船内作業員がこれら諸作業を実施する。

(陸上作業指揮者の所掌)

第3条 陸上作業指揮者は、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

(船内作業指揮者の所掌)

第4条 船長は、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作
- (3) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令に定めるところによるほか次によるものとする。

- (1) 陸上作業指揮者は、危険物運送の申込みがあつたときは、直ちに、当該危険物の分類、品目、数量、容器及び包装を確認し、運航管理者に報告すること。
- (2) 運航管理者は、報告のあつた当該危険物運送が法令等に適合するものか否かを確認し、法令等に適合しないときは運送の引き受けを拒絶しなければならない。
- (3) 運航管理者は、報告のあつた当該危険物運送が法令等に適合するものであるときは、船舶への積載方法について船長と協議して陸上作業指揮者に指示し、船長に

連絡すること。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品（以下「刀剣等」という。）の取扱いは、次によるものとする。
 - （１） 陸上作業指揮者は、刀剣等の運送の申込があったときは、直ちに、運航管理者に当該刀剣等の品名及び数量を報告すること。
 - （２） 運航管理者は、報告のあった当該刀剣等について、運送を拒絶し、又は一定の条件を付して運送を引き受けるよう陸上作業指揮者に指示すること。ただし、運送を引き受ける場合であっても原則として客室に持込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者又は船長は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前２項に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者の指示を受けて、運送申込人の立合いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は、前３項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第４章 乗下船作業

（乗船待ちの旅客の整理）

第６条 陸上作業員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

（旅客の乗船）

第７条 陸上作業指揮者及び船長は、旅客の乗船作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、離岸１５分前から乗船作業を開始する。ただし、離岸１５分以前に乗船を開始する必要がある場合は、運航管理者は当該船舶の乗組員又は陸上作業員に指示し乗船開始を早めることができる。

なお、乗船開始を早める場合で当該船舶の乗組員が配置できないときは、運航管理者が指示する陸上作業員を指名し乗船作業にあたることとする。

- 2 船長は、可動橋及び人道橋が確実に架設されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。
- 3 陸上作業員は、旅客を乗船口に誘導する。
- 4 船内作業員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。
- 5 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して運航管理者及び船長にそれぞれ報告する。

（離岸準備作業）

第８条 船長は、旅客の行き先誤認による乗り間違い等を防止するため、適宜注意を促す案内放送を行うこととする。

- 2 船内作業員は、原則として出港時刻となったときは、旅客の乗船完了を確認した後、船長に報告し乗降口を閉鎖する。
- 3 佐田浜栈橋においては、陸上作業員は船内作業員が乗降口を閉鎖したことを確認し、改札口を遮断する。

第9条 陸上作業員は、見送り人等が離岸作業による危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船長に連絡する。

2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、船内作業員に係留索を放させ慎重に離岸、出港する。

3 前各項によりがたい寄港地等にあつては、船長及び船内作業員がこれら諸作業を実施する。

(船内巡視)

第10条 船内巡視は、出港配置解散後実施する。

2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、前項以外の巡視を実施させる。

3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸準備作業)

第11条 陸上作業員は、船舶の着岸予定時刻が到来したならば、着岸作業に危険な位置に旅客が立っていないかの安全確認を行う。

2 前項によりがたい寄港地等にあつては、船長及び船内作業員がこれら諸作業に危険な位置に旅客が立っていないかの安全確認を行う。

3 船長は、船内作業員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手摺への掴まりを指示する。

第12条 陸上作業員は、船内作業員から係船索を受け取り、陸上側のビットに固定する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第13条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法並びに可動橋及び人道橋の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第14条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員又は陸上作業員は、着岸作業が完了し、乗客が安全に乗降できる状況を確認した上でなければ乗降口の扉を開けてはならない。

3 船長は、船内の旅客係員を指揮して適切な時機に船内放送等により乗客に下船準備の案内をする。

4 前各項によりがたい寄港地等にあつては、船長及び船内作業員がこれら諸作業を実施する。

(旅客の下船)

第15条 船内作業員は、旅客の下船を確認し船長にその旨報告する。

2 陸上作業員及び船長は、旅客の下船が完了した時点において異常があった場合は運航管理者に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第 16 条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示は旅客待合所とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項（臨時に周知事項が生じた場合の当該事項を含む。）

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第 17 条 船長は、旅客が乗船している間適宜の時間に次の事項を放送等により周知しなければならない。

- (1) 旅客の禁止行為が掲示されている場所及びその主要事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客が遵守すべき事項

2 船長は、船内の見やすい場所に前項各号の事項を掲示しておかなければならない。